

議案第11号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

次のとおり鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年11月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

（鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|-----------------------------------|-----------|-----|-----------------------------------|-----------|---------|
| (設置) 第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。 | | | (設置) 第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。 | | |
| 種 別 | 名 称 | 位 置 | 種 別 | 名 称 | 位 置 |
| 略 | | | 略 | | |
| 養護老人ホーム | 鳥取県立皆生尚寿苑 | 米子市 | 養護老人ホーム | 鳥取県立母来寮 | 東伯郡湯梨浜町 |
| | | | | 鳥取県立皆生尚寿苑 | 米子市 |
| 略 | | | 略 | | |

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下この条において「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下この条において「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には、当該移動後号細目を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、公益法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特別の法律により設立された法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>社会福祉法人鳥取県厚生事業団</u></p> <p>オ 略</p> <p>2及び3 略</p> | <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、公益法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特別の法律により設立された法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>2及び3 略</p> |

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。